

# 令和5年度 福島県立相馬総合高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校  
(本校舎)

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244) 36-6231

## 1 募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名

## 2 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の出願資格を有する者で、(3)の①又は②の条件を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(3) ①外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和5年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

②海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和5年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

## 3 出願手続き及び提出書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込みの者は、下記の書類を在学(出身)中学校長を通して相馬総合高等学校校長に提出する。

① 令和5年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書	・県教育委員会において作成したもの。
② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）	・ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。 また、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。 ・なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
③ 受験票用紙	・県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
④ 入学検定料納付済証明書用紙	・県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。
⑤外国人生徒等については、そのことを証明する右記の書類を添付する。	◇外国人生徒の場合 市町村長が発行する「住民票の写し」 ◇海外帰国生徒の場合 海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
⑤ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書	

(2) 上記（1）以外の者は、相馬総合高等学校本校舎に問い合わせること。

(3) 入学検定料

入学願書に、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(4) 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(5) 出願場所

相馬総合高等学校本校舎事務室

#### 4 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して相馬総合高等学校校長に提出できる。また、保健室等登校であった者も提出することができる。

提出は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、相馬総合高等学校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、相馬総合高等学校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。

郵送の場合には、2月15日（水）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 5 選抜方法

調査書の審査結果、作文の結果、面接の結果及び基礎学力検査の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。調査書については点数化しない。作文と面接については段階評価する。基礎学力検査については点数化する。

なお、作文、面接、基礎学力検査の内容は次の通りとする。

- (1) 日本語による作文と個人面接
- (2) 基礎学力検査 (国語・数学・英語)

## 6 学力検査等

- (1) 日 時  
令和5年 3月 3日 (金) 午前9時から  
(午前8時00分から8時30分までの間に受付をすること。)

- (2) 日 程  
9:00            9:50 10:10            11:00 11:20            12:10            13:10            14:00 14:20

基礎学力 検査 (国語)	休	基礎学力 検査 (数学)	休	基礎学力 検査 (英語)	昼食	作文	休	面接
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	

- (3) 受付場所  
相馬総合高等学校本校舎1年次昇降口
- (4) 持参するもの  
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)、下足を入れる袋  
(注) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 7 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

- (1) 期 日    令和5年 3月 9日 (木)
- (2) 会 場    相馬総合高等学校本校舎
- (3) 日 程    午前8時00分から午前8時30分まで、本校大講義室で受付をすること。

○基礎学力検査・作文及び面接

9:00            9:50 10:05            10:55 11:10            12:00            12:50            13:40 13:55

基礎学力 検査 (国語)	休	基礎学力 検査 (数学)	休	基礎学力 検査 (英語)	昼食	作文	休	面接
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	

#### (4) 持参物

3月3日の検査日のものと同様とする。

#### (5) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、外国人生徒等に係る特別枠選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（県教育委員会が作成したもの）に医師の診断書を添付し、3月7日（火）午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（県教育委員会において作成したもの）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日（火）午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合も、在学（出身）中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、相馬総合高等学校校長と県教育委員会が協議し判断する。

#### (6) その他

- ① 学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症の対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてこれまで通り認める。この場合、3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となった者については、「9 その他」の（1）の定めに準ずる。ただし、令和5年3月10日（金）午後4時までに提出することとする。

### 8 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日（水）正午以降に相馬総合高等学校本校舎にて発表する。
- (2) 合格者に対して、合格者発表後に、相馬総合高等学校本校舎の指示する場所で受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

### 9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を令和5年3月7日（火）午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた相馬総合高等学校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮など、本要項に記載されていない事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。